

北海道建設業審議会

第4回 品確法取組方針等検討専門委員会

議事録

日 時：平成27年10月8日（木）9：45～11：30

場 所：かでる2. 7 10階 1060会議

事務局（坂野課長）

おはようございます。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道建設業審議会の品確法取組方針等検討専門委員会の事務局を担当させていただいております、北海道建設部建設政策局建設管理課技術管理担当課長の坂野でございます。

これより、第4回品確法取組方針等検討専門委員会を開会いたします。

なお、本日は、川島委員、砂田委員については所用により欠席されております。それでは、次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、事前に送付させていただいた資料から一部追加（資料1「意見等の概要」のページを追加、資料5を追加）させていただいておりますのでご了承願います。それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の議事次第、次に右肩の①とありますのが委員名簿、次に②が本日の出席者名簿、次に③が配席図、次に④審議会条例・施行規則（2枚）となっており、さらに、本日の議事に係る資料として、資料1～資料5と前回の「議事録」や、現在の「道の取組方針」を参考資料として、参考資料1、参考資料2として配布させていただいております。

資料に関しまして、もれ等、ございませんでしょうか？

なお、本専門委員会は、道が定める「附属機関の設置及び運営機関の基準」に従いまして、公開とさせていただきますとともに

議事録につきましても、道のホームページで公開することになってございますので、委員の皆様には、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

ここからの進行は、石黒委員長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願います。

石黒委員長

どうも皆さん、おはようございます。お忙しい中、ありがとうございます。

早速、第4回専門委員会の議論に入りたいと思います。

本日は、事務局から見直し素案に関するパブリックコメントにおける主な意見と、それに対する道の考え方（案）及び、取組方針の見直し原案について、一括して説明を受けた後、議論を進めたいと考えております。

それでは、議事の1)の「パブリックコメントにおける主な意見等について」、それから議事の2)の「見直し原案について」、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局（関主幹）

建設管理課の関です。よろしくお願いします。

では、議事の1)、2)で、資料のほうは資料1と資料2につきまして御説明させていただきます。

まず、説明に入る前に、前回、第3回検討委員会におきましては、適期施工の考え方を明確にすべきといった意見や、設計変更の取組は重要であるため、新たな章立てをしてほしいといった御意見などがございまして、今回8月のパブリックコメント実施前に、各委員と個別調整をさせていただいた上で、修正したうえで、パブリックコメントを実施いたしました。

では、資料1をご覧ください。「1意見募集の実施状況」についてでございますが、パブリックコメントについては、本年8月6日から9月7日まで実施しまして、これと並行しまして、市町村への意見照会ということで、札幌市を除く178の市町村に対して、意見照会を8月5日から28日の日程で実施しております。

そのほか、各地方建設業協会、舗装関係3団体、さらには調査・設計関係の3団体の意見交換を踏まえて、右の表にあるとおりの日程で実施しまして、見直し素案に対する意見を募集したところです。

2番目の「意見等の募集結果」でございますけれども、個人3人、32団体から延べ64件のご意見をいただいたところです。

3番目「意見等の反映状況」についてですが、道では、パブリックコメントに対する道の考え方について、AからEまでの5つの区分により示すこととしておりまして、Aの「意見を受けて案を修正したもの」は14項目、延べ件数17件、Bの「案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」が、15項目、41件、Cの「案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」として、3項目、3件、Dの「案に取り入れなかったもの」が2項目、2件、Eの「案の内容についての質問等」ということに関しては、1項目、1件と、全体で、35項目、延べ64件の意見として整理しております。

その下の4番目は、道のHPでの閲覧の件数が474件という形になっております。

では、資料めくっていただいて、意見等の概要をまとめたものですが、各章ごとの意見の件数としてまとめたものですが、「Ⅰ取組方針の位置づけ及び目的」に関する意見が2項目2件、「Ⅱ公共工事を取り巻く状況」が1項目1件、「Ⅲ公共工事の品質確保の意義」に関する意見が1項目1件、「Ⅳ-1道が発注者として取り組むべき事項」に関する意見は11項目15件、「Ⅳ-2その他の取組」に関するものが、16項目41件、「Ⅴ取組の進め方」が1項目1件、「Ⅵ参考資料」に関するものが1項目1件、その他の意見として2項目2件、合計35項目の意見となっております。

では、資料めくっていただいて、意見とそれに対する道の考え方の案について、御説明していきたいと思っております。この表は、1番左側が通し番号、1番から35番までありまして、その次が、今回の見直し原案の章の番号で、項目番号、

意見の概要がございまして、その右側に意見に対する道の考え方の案を記載させていただいて、その右側に判定という欄を設けて、さきほどの5つの区分、A、B、C、D、Eの整理をさせていただいて、一番右の備考の欄には、今回用意した資料2のページ番号を記載しております。

では、順に説明してまいります。I章取組方針の位置づけ及び目的に関する意見は2件でございまして、1件目は、今回の品確法の改正によって、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない」とされていることを踏まえて、ビルメンテナンス業務等、公共建築物の維持管理を含めた方針であることを明記していただきたいといった御意見です。続けて2番目が、調査、設計業務が公共工事の川上の重要な関連分野であるため、これも調査・設計業務が含まれることを明記していただきたいとの意見でございました。この2つの意見を踏まえて、右に道の考え方が記載してありますが、本取組方針は、もともと、公共工事に関する調査・設計、維持管理を含めた方針として作成してきていることから、こういった意見を踏まえて、次のとおり一部修正するという形にしております。

赤のアンダーラインが追加した部分でございまして、公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に建築物等の点検、保守、運転、監視、衛生管理（清掃、害虫防除などを含む）以下同じという形で、全体として含んでいるとしております。

次、3番目の第II章公共工事を取り巻く状況に関する意見として、これについては、平成27年6月に厚生労働省が品確法の改正に伴って、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」が策定されておまして、これに関連して、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業の重要性とか、「インフラ長寿命化計画に定める個別計画などにおいて、維持管理計画を策定するというような記載があるので、こうしたことも本取組方針においても明記してほしいといった御意見です。

今回、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインが策定されたのを受け、こういった意見が出てきたところです。

この意見に関しては、公共工事を取り巻く状況の中で、社会インフラの老朽化の状況について記載しているので、そこに維持管理業務の重要性ということで、赤線部分を追加して、日常的な維持管理に加え、計画的な老朽化対策の取組が急務であるという重要性を記載しております。

その次の段落で、道では、今年6月に「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していますので、この計画に基づき取組を進めていくことについても明示させていただいております。

では次、資料めくっていただいて4番目、意見としては公共工事の品質確保の意義に関するものですが、建設後の維持管理についても品質確保の基本的な考え方を示していただきたいという御意見が出まして、公共施設維持管理はも

ともと記載していたのですが、維持管理に関する記載が弱いということで、今回、第三章の頭のところに、赤線の部分を追加させていただいております。

内容としては、発注関係事務の適切に実施することが必要ということに加えて、さらに工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要があるというような考え方を追加させていただいております。もともと、工事に関するという中身と、調査・設計に関するといった中身をそれぞれわかりやすいようにという形で整理してきたわけですが、もともと維持管理は工事の中で整理していたものでございますので、その工事の後ろに括弧書きで（維持、修繕その他の維持管理を含む。以下、同じ。）というような整理をさせていただいております。

その次、5番目6番目ですけれども、5番目は適期施工の視点が重要という意見と、6番目については早期発注の重要性というような意見になっておりまして、これについて素案では、この検討専門委員会の中で、いろいろ議論した中で適期施工、早期発注に関する記載もしていることから、区分はBとして整理をしております。

資料めくっていただいて、7番目、これについては、設計変更の適切な対応が徹底されていないとか、設計単価と実態が乖離しているものがあることなどについて、適正な利潤の確保に支障となっているのではないかとということから、適切な設計変更の対応等の充実を図っていただきたいという御意見でございます。これに対する道の考え方としては、適切な設計変更の対応の充実については、受発注者相互の理解促進を図ることが必要と考えていることから、いただいた御意見を参考に、一部修正させていただいております。もともとは、設計変更の手引きの充実ということで記載しておりましたが、今後充実を図ってきたいということもあり、一部、設計変更事例集等の充実といった表現に変更させていただいております。

設計単価の乖離については、見直し素案の中で、実際の設計単価と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積を徴収し、その他の妥当性を確認した上で、適切に価格を設定するというような考え方が記載されておりますので、その部分については修正はございません。

次に、8番目の御意見ですが、これは工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映に関する項目になりますけれども、学識経験者の意見聴取について記載している箇所には、行政、民間の専門家の意見徴収、公共工事の品質確保技術者資格を有する人の支援を受けて、適切な審査評価を行うということを追加いただきたいという御意見でございます。

見直し素案では、もともと地方自治法で学識経験を有する者の意見を聞かなければならないとされていることに基づいて記載をしております。学識経験者、道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれるという記載はしているという整理ですが、なお書きとして、学識経験者とは、大学、高専の先生とか、国交省の職員、試験研究機関の研究員、公共工事

品質確保技術者資格制度における品質確保技術者（１）資格登録者などと、事例を掲載した上で、あくまで民間であれば誰でもいいということにはならないので、中立的な立場に立って判断することができる者と考えているという考え方を記載させていただいております。

次、資料めくっていただいて９番目、工事に関する多様な入札契約方式の導入活用に関する意見としまして、資料にありますとおり、施工難度の低い工事については地域社会の安全・安心を守るために、地元建設業者への安定的な受注機会を確保した発注方式、また難度の高い工事については、品質確保のための適切な選定方法の設定ということを十分に配慮した方式をとってくださいというような御意見がございまして、これについては、見直し素案の段階で、もともと公共工事の性格、地域の実情等に応じて多様な方法の中から選択しますということに記載していること、また地域における社会資本の維持管理に資する契約方式として包括発注方式とか複数年契約方式の検討を進めるといった表現をしておりますので、これについてはBの区分として整理しております。

次、１０番目、ここは調査・設計における品質確保の推進ということで、調査・設計業務における技術力向上、品質向上といったことを道として取り組んでいくという基本的なスタンスが記載されていないので追加してほしいといった御意見がございまして、この意見を踏まえまして、公共工事の品質確保に当たっては、調査・設計が重要な役割を果たしているということが書かれておりますので、赤線の部分を頭のところに追加するというような修正をし、中身については、調査・設計の重要性を第１段落目で述べたあとに、第２段落で、このような観点から公共工事に関する調査及び設計については工事と同様に発注関係事務の環境整備に努め、調査・設計における品質確保・向上の取組を推進するという考え方を追加させていただいております。

次、資料めくっていただいて、１１番目から１３番目になりますが、これについては、同じく、調査・設計に関する意見として本道の特殊事情への配慮した発注方式、地域の各企業の受注機会を確保するための発注方式、調査・設計における多様な入札契約方式について、地域の実情を踏まえてほしいというような御意見になってございまして、これについては、見直し素案の中で、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて、評価の特性が異なることから、業務の性格、地域の実情等に応じて、価格競争総合評価落札方式、その他多様な方法の中から選択するという考え方を記載しておりますので、Bの区分としております。

次に、１４番目、技術者個人の能力評価に加えて、企業を適切に評価して、中長期的な品質を確保することも重要だというような御意見がございまして、今回、もともと競争に参加する者の選定に際しての審査の考え方を記載しておりますが、その一部に確かに個人の話ししか記載がなかったものですから、その赤線のとおり、企業や技術者の技術力等を適切に審査するというので、企業に関する記載を追加させていただいております。

15番目、これも調査・設計の部分ですけれども、公正な成績評定に協力してほしいというような御意見でございまして、見直し素案のほうで、的確な評価、成績評定を行うという考え方を記載しておりますし、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を推進するなど記載していることから、区分はBとしてございます。

資料めくっていただいて、16番目の御意見になりますが、ここからは担い手の育成・確保の取り組みということで、まず16番目に関しては、公共事業予算の安定的な確保を強く望むというような御意見がございまして、これについては同じような意見がほかに10件ほどございます。これについては、見直し素案におきましても、本検討専門委員会の中でも御意見がございましたので、将来にわたり地域の安全・安心や経済・雇用を支える役割を担っていけるよう、公共事業の安定的な予算確保に努めると記載がございまして、区分はBという整理にしております。

17番目の意見は、建設業の担い手は、若い人だけでなく、中高年齢者が担っているという年齢制限はないというような記載をしてほしいとの意見でございまして、これについては、見直し素案では、技術者・技能労働者等の育成・確保と記載しておりますし、もともと若年者に限らず、技術者・技能労働者全体を建設業の担い手としてとらえていますという文章を記載させていただいて、区分はBとしています。

18番目については、担い手の育成支援に関して、建設業団体など関係団体との連携をして、早急な担い手の育成支援を強化してほしいといった御意見でございまして、これについては見直し素案の中で、同じような趣旨として、喫緊の課題であることから建設業団体・職業訓練機関・関係行政機関等が担い手の現状や課題に関する情報の共有や連携強化のための協議会を設置し、効果的な取り組みにつなげるといった記載にしておりますので、区分は、Bとしています。この協議会については、既に今年の6月に設置して、議論をしているところでございます。

資料めくっていただいて、19番目になりますが、担い手の確保に関連し、普通科の高校生への働きかけなど幅広い視点での若者へのPRが重要との意見がございまして、素案の中では、若年層への魅力の発信というような記載はもともとあったのですが、確かに普通高校生の働きかけなどの取り組みも各地で行われていると思いますし、道でも既に小中学生を含めた取り組みを始めていますので、そこの若年層の前に、「建設系の学生をはじめ、小中学生や普通科の高校生を含めた若年層」と記載を追加させていただいております。

20番目、これについては、技術者の離職も進んでいる状況にあるというような御指摘を踏まえて、道立高等技術専門学院に特別講座を開設するとか、資格試験を取得するための教育機関を増やし、合格者の増加を図るというような意見でございまして、見直し素案では、道立高等技術専門学院における職業訓練や認定職業訓練に対する支援と、そういった技能者の養成に取り組むというよ

うな記載がございます。ただ、教育機関を増やすというような御意見に関しては、今すぐ具体的に記載する段階ではないことから、いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただくということで、判定はCとしています。

21番目、これについては、担い手の確保には、休暇、時間外作業縮減などの労働環境改善が重要ということで、見直し素案の中では、元下請け間の関係の適正化の指導や、社会保険等の加入の徹底指導、社会保険未加入業者との下請け契約を禁止するなど、下請け業者も含めてその排除を図るというような記載は既にさせていただいておりますが、北海道の労働環境の改善の取組ということで、追加させていただいたのは、週休2日制の促進や時間外労働の縮減など、受発注者双方の労働環境改善の取り組みの強化に向けて、土、日曜の作業となる依頼や昼休み時間や時間外での打ち合わせを行わないといったルールを定める、「労働環境改善プロジェクト」の試行に取り組むということで、これについては道の建設部で8月から取り組みますということを受注者にお知らせした上で、土日の作業にならないような依頼の仕方を徹底する取組を開始しているものでございます。

資料めくっていただきまして、ここからは市町村への支援に関連した意見となっております。22番目の意見は、市町村が歩切りを行わないよう対応してもらいたいというような御意見がございまして、これについては、見直し素案では、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者協議会・地方部会を設置して、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るというような記載にしております。これについては、地方部会を今年の6月に設置して、7月から8月にかけて、いろいろと意見交換を含めて国と連携しながら各市町村へお知らせをしていくことも既に取り組んでいるところでございまして、ここになお書きで追加させていただいておりますが、この9月に国土交通省・総務省が実施した歩切りの再調査結果が公表されてございまして、それによりますと道内市町村においては、平成28年度からは撤廃される見込みということで発表されているところですのでということもつけ加えさせていただいております。判定としてBと提示しております。

23番目の意見は、市町村に対するなお一層の支援、連携強化を期待する意見で、ほかに同趣旨意見が8件ほどありました。これについては、見直し素案の中で地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進するということと、市町村の要請があった場合、可能な限り要請に応じて支援を行うと記載していることから、区分はBとしています。

24番目に関しては、市町村支援の具体策として、競争入札参加申請の受付を道内自治体共同受付の検討に関する御意見になってございまして、見直し素案の中では、市町村の要請があった場合、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り要請に応じて支援を行うと記載しております。かなり具体の意見に

なっていますので、これも含めいろいろ検討していく考えでありますので、今後の取り組みの参考とさせていただきたいということで、区分Cとしてご置きます。実際にはそれぞれの競争入札参加資格審査の書類を市町村毎に提出するというようなことでやっておりますけれども、従前も似たようなお話があって、申請の様式をなるべく統一しようという取り組みは既に実施していますが、この意見のような取り組みが出来るかどうかについては、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

25番目の意見は、窓口の一本化が必要だというような御指摘でございまして、これについては、右側のほうに記載しておりますけれども、道では平成17年の品確法ができた段階で、公共工事の品質確保の相談窓口を設置しております、ホームページ等を通じて周知しており、それなりに市町村からの問い合わせ等がある状況ですが、10年ほど経過しておりますので、文章の中に「道内市町村を対象として開設した公共工事の品質確保の相談窓口の周知に努めるとともに」という文章を追加させていただいております。

26番目の意見は、各市町村において、経験年数が少なく、技術に不安がある状況のため、技術力向上を図るための取り組みをお願いしたいという御意見でございまして。これについては、見直し素案の中で、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受け入れを行うなどの記載をしていることから、区分はBとしています。

資料めくっていただいて、27番目の御意見です。これについては技術管理関係集を再度、市町村にも情報提供いただきたいというご意見となっております。技術管理関係集というのは、道が実施する工事に係る各種発注関係事務に関する内部の通知等をまとめたもので、見直し素案の中では、発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行うというような記載がございまして、全てを市町村に情報提供できるかどうか、検討しているところではございますので、今後の取り組みの参考とさせていただくというような判定としてCとして整理をしております。

28番目の意見は、質問事項として整理しておりますが、市町村に対してどのような要請に対する支援を想定しているのかということについては、素案の中で、いろいろ記載しておりますので、想定しているのは、この記載しているような中身ですということでお答えをしております。

29から31番目の意見は、総合評価落札方式など多様な入札契約制度に関する情報発信の必要性等に関する御意見でございまして。道内市町村は、現在総合評価を導入しているのが27くらいの自治体しかなくて、全国的にも低いレベルにあるということで、中には今後導入したいと考えているところもあると聞いていますので、そういったことも踏まえて、多様な入札契約方式の導入・活用促進のために、道の取り組み状況や道内事例等に関する情報提供を行うというような一文を追加させていただいております。

32番目は、取り組みの進め方に関する御意見でございましてけれども、北海

道建設業審議会に調査・設計業の意見を反映する仕組みを考えていただきたいというような御意見でございます。見直し素案では、審議会に毎年取り組みを報告し、審議会の意見を踏まえるというような記載に加えて、さまざまな意見交換の場を活用して関係機関から意見を聞くなどして、次年度以降の具体の取り組みを検討するという記載がございます。さらにそこに記載させていただいておりますが、調査・設計業団体からの意見とその対応についても、北海道建設業審議会へ報告していく考えをしているということで、判定としてはBとして整理をしております。

33番目は、参考資料、初めに説明した厚生労働省のビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについても示してほしいというご意見となっております。これを踏まえて、最後の参考資料に6番目としてビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の運用に関するガイドラインも追記するというような整理にしております。

その他の意見として、34番目35番目ですが、まず34番目については、各発注機関が長期計画、5カ年計画を策定し、適切に遂行することにより、公共事業の先行き不透明感の払拭する必要があるといった御意見ですが、これに関しては、今回の取り組み方針に直接的には関係ないということでDと判定して整理させていただいておりますが、考え方としては、国においては社重点、北海道総合開発計画の改定作業が実施されているほか、道においては、ことしの3月に強靱化計画、6月にインフラ長寿命化計画が策定されておりますので、今後、こうした計画に基づいて、社会資本整備を着実に進めていく考えですというお答えをしております。

35番目、これについては1級、2級の資格取得に長期間の実務経験が必要となっているということがあって、技術者の離職が進む影響を考慮して、1級の技術者を確保するためには、現在の必要経験年数の緩和とか、もしくは1級と2級の間になんか新たな資格制度を導入するといったようなことが必要ではないかという御意見がございますが、これについては、資格制度は、国の建設業法において規定されているもので、道のスタンスとして、それについて変更する根拠がないということで、Dの判定としてございます。けれども、なお書きで、現在、国において、建設業施行令の改正案が示されており、学科試験の前倒し等の措置が検討されているというような状況については、説明として記載しております。

以上が、パブリックコメントを踏まえた道の対応、考え方ということでございます。

今、説明した、意見を踏まえた修正、そのほか文言の統一なども行っておりますので、改めて資料2の御説明、簡単に頭から振り返っていきたくは思いますが、左側が原案となっております。右側が前回、パブコメしたときの素案となっております。

1枚目に関しては、調査・設計、その他の維持管理が本取組方針に係る

ことを明記する意見を踏まえて修正し、その上は運用指針を踏まえるといった重要な視点が抜けておりましたので、追加させていただいております。

その次が5ページ、赤字の部分が追加した部分ですけれども、維持管理の重要性、長寿命化計画の策定に関する意見を踏まえて修正したものでございます。その次は12ページ、品質確保に向けた基本的な考えということで、先ほどの維持管理の重要性を明記してくださいということと、維持管理がきちんと工事の中に含まれていることを明記してくださいといった意見を踏まえて、その部分を修正させていただいております。

その次は15ページ、適切な設計変更等の充実を図ってほしいという意見を踏まえて、設計変更事例集等という文言を追加させていただいております。

その次が23ページ、調査・設計における品質の確保・向上の方針を明記してほしいとの意見を踏まえて修正したものでございます。その下、(2)のところの入札契約方式というのは、表現を統一するために、「及び」という文言をとっております。

その次は24ページ、企業の技術力を重視すべきだというような意見を踏まえて、「企業や技術者の技術力等」という表現に変更してございます。

25ページ、普通科の高校生なども含めた若年層へのPRが重要との意見を踏まえた修正、その下、労働環境改善の充実を図るべきとの意見を踏まえて、労働環境プロジェクトというような記載を追加させていただいております。

26ページ、市町村への技術相談の窓口一本化に関する意見を踏まえて、相談窓口の周知に努めるといった表現を追加させていただいております。その下の、参加という表現に変えているのはよりわかりやすい形に修正したものと、最後の行には、市町村への多様な入札契約方式の情報提供が必要だという意見を踏まえて、一文追加してございます。

最後、27ページのほうに厚生労働省のガイドラインも明記してほしいということで、そこに記載を追加しております。

この原案をまとめたものが、資料4となっております。この中では今言った参考資料の方は、品確法、基本方針、運用指針、追加した厚生労働省のガイドラインについては、全文を掲載という形にしておりまして、その他に関しては、資料として非常にボリュームが大きいため、参照URLを記載しているといった形で整理させていただいております。

そのほか、資料5は概要版となっております。これはパブコメしたときに作成した資料で、修正したところは頭の取り組み方針の位置づけ及び目的のところ調査・設計と維持管理を明記したという中身の変更となっております。あとは、章立てとか項目とかについては、変更はございません。

説明は以上です。

石黒委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今御説明いただきました、パブリックコメントにおける主な意見等について、またそれに対する道の考え方ですね、これらについて何か御質問、御意見等はございましたら、お出しいただきたいと思いますが。

篠田委員

今回の修正の中で、資料2の5/27の(5)の社会インフラの老朽化の中で、加筆された部分の扱いですが、後半の「このため道では平成27年6月・・・」以降は、今、取り組んでいる状況が加筆されているかと思います。この部分の取り扱いは、現状の道の課題というより、今後どういう形で対処していかなければいけないかということが示されております。よってこの部分は、IV章の取組方針のほうで記載されたほうが適しているのではないかと、全体の文章を見て思いました。

石黒委員長

一番下の段落ですね。

篠田委員

そうです。この部分というのは、これからインフラの老朽化に対する、維持管理に対する取り組みの具体的な記載の箇所だと思います。これに対してII章は、今の北海道における状況を扱っている項目と受け止めております。ほかの部分は全てにおいて課題について整理されていますので、追加したこの部分は、この後のIV章のところで記載されたほうが資料としては、より具体的だと思います。

事務局（関主幹）

御意見の趣旨はわかりますが、今回、長寿命化の計画等をどこに記載を追加すべきかということで、いろいろ検討したのですが、これを更にIV章に記載すると、他の公共工事に関するあらゆる計画を記載しなければならなくなってしまうので、老朽化の状況を踏まえて、長寿命化計画をつくってやっていますよということを、現状としての整理にさせていただきたいという思いで、ここに記載してございます。

篠田委員

それに関連してなのですが、維持管理に関する記載が、次の12/27ページの「III章 公共工事の品質確保の意義 2 品質確保に向けた基本的考え」の中の後半のほうに維持管理に対する考え方が示されています。しかしIV章「品質確保に向けた取組方針」では、維持管理に関する具体的な記述は見あたりません。全体の構成から考えると、やはりIV章の取組方針においても老朽化に対する維持管理の基本方針を項目として記載して、IV-1の取り組むべき事項の中で、維持管理に関する項目を新たに加えたほうが、整理がつくのではないかと考えました。

事務局（関主幹）

本編の中で、基本的には発注関係事務の適切な実施について、維持管理も含めてこういった発注体制をとっていきますという中身で、維持管理業務の発注においても適切な利潤確保とかの取組はしていくということで、何も書いていないということではないと考えております。

また、本取組方針が扱う発注関係事務の適切な実施のところに、長寿命化計画に基づいて維持・管理をやっていきますということとは、ちょっと内容が違うかなということ

でございます。そうした維持管理を実施していくことは、あくまでも長寿命化計画に記載すべき事項と考えています。

高野委員

もともと品確法の書きぶりが少しあいまいな表現になっていて、多分、工事というの
はかなり広めに考えていて、その中に維持管理工事の一種として捉えているので、書き
分けが非常にわかりにくくなっていて、工事というのが設計段階も含んだような書きぶ
りであったりするところも品確法の中にはありますよね。工事の最初の設計段階という
形にしている、だからその辺が非常に品確法自体の構成が、工事の考え方が広く修繕だ
とか、そういうことも含めた意味合いで最初の部分が流れているような感じがするの
ですね。

1/27のところで、今回、赤字で加わった部分が、あえてそこをこの中には工事だけ
ではなくて、今、御指摘のあったような維持修繕等々のことも入っていますよと、ここ
で書き加えてはいるのだけれども、実際は道のほうでは、工事という中にここも含めて
全部表現しているようなところになっていると思うのですよね。ですから、今の御指摘
のような維持管理を書き分けるというのが、これはそもそも入札制度というか、調達制
度のやり方であって、それぞれの個別の工事をどうするか、維持をどうするかという
方針ではないので、今言ったような形で少しあいまいな表現にはなっているけれども、
そういう中で維持工事と維持のものも含めて掛かっているというような構成になって
いるのではないかなと思うのですけれども、その辺が少し誤解を呼ぶことは間違いない
と思うのですけれども、品確法自体の構成のつくりがそういうふうになってしまってい
るのが大きな原因ではないかと思います。

篠田委員

御検討をお願いします。

石黒委員長

ほかの委員の方で、何か今の件について御意見とか、御質問とかございませんでし
ょうか。篠田委員の御指摘について、高野先生の話にもありますので、やむを得ないとい
うこともあり得るかと思えますし、検討してみれば、別の場所に移したほうが良いとい
うことになるかもしれないですけれども、この場でどうするかを決めるということは難
しい、無理があるかと思えますので、また事務局と検討させていただいて、篠田委員だ
けではなくて、ほかの委員の方にも確認いただいた上で、この部分をどう扱うかを検討
させていただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、篠田委員、御指摘のところはそういう形で進めさせていただきたいと思えます。
そのほかの点で御質問、御意見、いかがでしょうか。

高野委員

質問なのですけれども、25/27のところの左下のところで、労働環境改善プロジェク
トというのが記載されていて、これは極めて重要だと思うのですけれども、これの熟
度というか、具体的なプロジェクトの進め方とか、そういうものはどの程度決まってい
るものなのかと。

事務局（関主幹）

今、道で始めた取り組み内容としては、一つはフライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオドということで、月曜日を期限とした依頼を金曜日に頼まない、土日の作業となる依頼を行わないということと、ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティングということで、昼休み時間、午後5時以降の打ち合わせを行わないというようなことを、本庁の建設部でいえば、道路課、河川砂防課、都市環境課、維持管理、防災、建設管理課、計画管理課、建築調整課、建築整備課、そういった部署を含めて、各建管の本部と出張所の職員に、既に指示してございます。

もともとは本庁からの調査ものの依頼が、各建管を経由し最終的には各受注者などに資料作成を依頼することが多いというようなことを含めまして、基本的には月曜日に提出を求めるような依頼をしないとか、あとは、昼休みなどに打ち合わせはしないというような取り組みを徹底していこうということで、まず第一弾としてこれに取り組んでおります。実際、どこまで徹底してやれるかは、今後の調査などで確認しながら、災害対策などの緊急時以外については、こういった取り組みを進めていくこととしております。

今後、このほかにも追加でもっと取り組んでいけるようなこともあるかもしれないというふうに、今のところは思っています。

石黒委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

高野委員

取り組みとして、こういうわかりやすい形から入っていくというのは非常にいいと思います。こういうものだけではなくて、例えば工期の設定というのですか、土日をやらなくても済むような、土曜日も工事をやらなくても済むような適切工期というのは前からやっていますけれども、長期的なものもこの中で少し御検討いただくような、幅広い展開をしていただくともっとよくなるのではないかなという感想です。よろしく願います。

石黒委員長

ありがとうございました。そのほか、御質問、御意見、何かございましたらと思えますけれども。

安達委員

取組方針のほうではなく、資料1の意見について、こちらの8番ですが、工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映というところで、こちらの御意見が、調査、建設業務の入札参加者の審査及び技術提案の審査に当たって、公共工事の技術者資格を有する行政認可の専門家の支援を受けて、適切な審査、評価を行うと、追加いただきたいという内容になっております。これに対する道の考え方（案）を見ると、確かにこういう方たちも含まれるとは思いますが、必ずしも資格者が入らなくてもいいという内容と考えます。従って、質問に対しての答えがあいまいなので、むしろ「C」ではないかと思えます。考え方のほうは、そういう方も全員含まれているというお答えになっています。審査にそういう資格者を入れてほしいという意見なので、それが不適格ならできないということで、Cになるのではと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（関主幹）

現在、道では、確かに大学の先生ぐらいしか入っていないのが実態であるので、その実態を踏まえれば、今後、そういった人も活用できる人がいれば、参考にするというような書きぶり是可以かと思うのですが、文章だけを見ると、今後の参考にするというのが、なかなか悩ましいかと思われまます。

安達委員

質問の内容が、こういう方が適切な審査を行えるのではないかというのではなくて、追加いただきたいということですね。必ず入れてほしいという意味であれば、答えが少し変わるのではないのでしょうか。

石黒委員長

パブリックコメントの場合、本当に書いている人はどういう趣旨なのか、これはとにかく入れてほしい趣旨だったら、採用しませんという言い方があるのですけれども、こういう内容を入れてくれと、入っていますよという場合は、表現自体は変えないけれども、そのとおりなのでBとか、どっちだというのは、なかなか難しいとは思いますが、逆にならぬようにCというふうにしてしまうと、何かはねつけてみたいになるので、できるだけ考えは同じですみたいなほうがいいのかというのがあるかと思うのですけれども、その辺もう一度検討して、結局このままとなるかもしれないけれどもということで。

事務局（関主幹）

検討させていただきます。

石黒委員長

そういうことで、また確認させていただきます。ありがとうございました。

安達委員

あと、もう1点、意見に対しての答えの部分ですが、よろしいでしょうか。16番で、10ページの上のほう、こちらも今のようにあいまいな形だと思います。質問文の初めから2、3行のところに、各地域の地元中小企業の受注機会が減少しという、内容で、だからぜひ公共事業の予算を強く望むものであるという質問ですが、

これもどういう意味合いでお書きになったかはわからないのですけれども、こちらの場合は、同趣旨の意見がほかに10件あると書かれているので、同じ趣旨の意見が相当あったと考えられます。

それに対しての意見の考え方に書いてある内容は妥当ではあるのですが、意見の趣旨を考えると、考え方のほうでは最初の1行を「見直し素案では、建設業は中長期的な視点で、地元中小企業者においても担い手の育成確保や」というような書き方をしていたかいないと、これも「C」に近いと思うのですが。

要は、地元中小企業というのを入れてほしいがために書いたのではないかと思われまます。担い手の育成を全体的に建設業が見ていくということではなくて、地元の中中小企業において育成ができるように予算をとってほしいという、そういう内容と捉えたのですが、同様な趣旨の意見が10件ぐらいあることを考えると、その内容は含まれていると言い切るのには難しいと思われまますが、いかがでしょうか。

事務局（関主幹） どこまで直接的に表現するかというのがありますが、一応趣旨としては、将来にわたって地域の安全、安心、経済、雇用を支えられるようなことを担っていくよというように、あくまで地域ということを重視したというような表現にしているつもりではございます。

安達委員 多分、この質問は、地元中小企業の受注機会が減少しというところに非常に重きを置いているのではないかと読み取れるのです。

事務局（関主幹） ただ、個別で言いますと、意見交換の中で相当安定的な予算確保というような御意見をいただきまして、それが北海道全体の話なのか、各地域ごとにとという意味合いで言っているのか、そこはいろいろ差があるかなという感じがしておりまして、余り地元中小企業みたいな表現のほうを具体に入れる必要もないのかなというふうには考えています。

安達委員 確かに表現は難しいとは思いますが、各地域の地元中小企業というふうに書いてあるので、質問の趣旨からすると、そのような考え方をに入れてほしいのではないかなと、だからそれが入っていなければ、Cに近いのかなというふうに思いました。

石黒委員長 CないしDということになるかもしれないですけども、その部分だけ注目するとDになってしまうけれども、違う部分は入っていますよという。

安達委員 それで、同趣旨意見ほか10件というのは、ほかの10件がどういう内容かわからないので、私のほうでも断定はできないのですけれども、これが一番言いたかった点ではないかと推察するのですけれども。

事務局（関主幹） 今、私どものほうで考えているのは、あくまで公共事業の安定的な確保ということが主眼だというふうにはとらえておりまして、こういった線でいいのかなということ考えます。

安達委員 Cにするのは難しいのでしょうか。この質問だけの内容でいくと、一番強調したいのはそこなのではないかと読み取れるのですが。

事務局（関主幹） ただ、別に地元の中小企業の受注機会というのは、それはもともと取り組みは行っているんで、行っていないのであれば、今後の参考ということになると思うのですけれども、既に行っているものなので、そこをCにするというのはちょっとできないかなと思います。

宮永委員 多分、この意見はですね、私の推測するところ、今、工事はランク分けになっていて、A工事はどんどん増えております。そうすると、地元の管内の中で、営業者というのは

例えば釧路に行ってしまうと、3社ぐらいしかいないとか、そういうようなことの多分意味づけで、地元中小企業というのは、格付でいうとBランクCランクあたりのことをおっしゃっているのではないかと思うのですよ。そうすると、その辺の仕事はある程度、安定的な例えば毎年1億あるのであれば、1億ぐらいはずっとBランクの工事もあるような、そういうような発注の仕方ができないだろうかというところが、この言葉の中に隠れているのではないかなというふうに思います。これは、Bかどうかというのはなかなか難しい問題かもしれませんが、要するに地方が疲弊するというのはそういう意味だと思しますので、その辺は発注者というのは難しいことだと思っていますけれども、ほかの意味合いも含まれていると思います。

石黒委員長

これもまた、ここで決めれないと思うので、なお書きみたいので、何か取り組みというか、考えてやっていきますみたいなことを入れるというのも可能であればね。

安達委員

一応、業界から、そういう要望がずっとでてきますね。それに対して、どう取り組めるのかということも、今後は、道としても表現していかないと、理解されるのはなかなか難しくなっていくのではないかと思います。

石黒委員長

今、御指摘の点をまたちょっと考えていただいて。

事務局（関主幹）

そうですね。検討してみます。

石黒委員長

可能かどうかはちょっとわからないのですが。

事務局（関主幹）

後ほど御報告させていただきます。

石黒委員長

そういうことでよろしくお願ひします。

そのほかの点でいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

今、何点かちょっと検討させていただくということになった点も含めて、今後の見直し工程のところの話しに入るかなと思いますけれども、議事の3)の見直し工程について御説明をお願いします。

事務局（関主幹）

資料3をご覧ください、これまでやってきた流れと本日の第4回検討委員会ということで、その後の予定については、今、既に審議会の日程を先に決めさせていただいて、10月28日に開催させていただいて、そこで原案の報告をさせていただくという予定にしております。今、課題が3点ほどございますので、それについては大変申しわけありませんが、個別に報告させていただいて、最後、委員長のほうに確認いただいた上で、審議会に報告する案として取りまとめたと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その後の段取りについては、原案が建設業審議会に固まったあとは、議会

のほうに 11 月に報告することを考えていまして、その後、庁内の必要な手続き、関係部の決済を経て、もともと秋をめどに策定していこうということで、取り組みを始めておりまして、何とか遅くとも 12 月には最終的に決定して取り組み方針の改訂版として発表したいと考えてございます。

説明は以上です。

石黒委員長

ただ今、説明いただきました見直し工程（案）につきまして、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。

以上で、本日の議事は終了いたしました。全体を通して、意見等はございませんでしょうか。

それでは、特段、御意見等ないようですので、御議論いただいてまいりました、品質確保に関する北海道の取組方針見直し原案につきまして、検討させていただいて、御確認させていただいて、その後、先ほど説明がございました、北海道建設業審議会、10 月 28 日に開催されるのですけれども、こちらに専門委員会の審議結果として報告させていただくことにいたします。

以上で、第 4 回 品確法取組方針等検討専門委員会を閉会させていただきます。議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

この後は、事務局にお返しします。

事務局（坂野課長）

本日は、石黒委員長初め、各委員の皆様、ありがとうございました。宿題については、先生方にまた御相談に参りますが、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、4 回にわたって開催してきました北海道建設業審議会、品確法取組方針等検討専門委員会という委員会の形では終了するというところでよろしくお願ひいたします。最後になりますけれども、閉会に当たりまして、第 1 回の専門委員会から本日まで、委員長の重責をお引き受けいただきました、石黒委員長様から、最後に一言、挨拶をいただきまして終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

石黒委員長

第 4 回、最後の委員会になります、その閉会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

今、坂野課長さんからお話にもありましたが、本年 3 月から本日までに、4 回にわたりまして委員会を開催させていただきまして、委員の皆様のお協力をもちまして、一部検討事項は残っておりますけれども、大筋で無事、見直し原案を取りまとめることができました。

本日ご出席の各委員の皆様、それから所用によりまして御欠席されている委員の皆様、また小林局長様をはじめとする事務局の皆様には、心より御礼申し上げます。

皆様の議論をいただいた結果として大筋でまとめることができました見直し原案

ですけれども、その確認をした上で、先ほども申しましたように、28日に開催されます北海道建設業審議会に報告されることとなります。こういう取組方針というのを都道府県単位で作成しているというところは全国的にも珍しいというようにお聞きしております。

北海道独自の方針を策定することになっておりますが、この取組方針が、公共工事の品質確保、それを支える担い手の確保そして育成、こういう課題に今後、より実効性の高い取り組みとなりまして、この見直し原案の目的にありますとおり、現在及び将来の公共工事の品質確保、その促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与していくこと、その目的が果たされることを心より願っております。

最後になりますが、本日、御出席の皆様に変更、お礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

事務局（坂野課長）

石黒委員長様、ありがとうございました。

これもちまして、委員会のほう閉会させていただきます。

皆様のこれまでの御協力につきまして、事務局一同心より感謝いたします。ありがとうございました。